

富山大学は敷地内原則禁煙です

※特定屋外喫煙場所以外での喫煙は法律で罰せられることがあります。

令和6年12月2日

高岡地区事業場

安全衛生委員会 作成

●完全禁煙に向けた過渡的な措置として

特定屋外喫煙場所を1箇所設置します。

※喫煙所には灰皿は設置しません。

【参照】

右上図：敷地全域図、右下図：喫煙場所写真

※喫煙に関する遵守事項※

○特定屋外喫煙場所以外での喫煙をしないこと。

※受動喫煙の影響を理解し、非喫煙者に配慮すること

○携帯灰皿を必ず持参し、吸い殻を持ち帰ること。

○高岡キャンパス外周道路での喫煙はしないこと。

※近隣住民から路上喫煙に係る苦情が寄せられています。

●遵守事項に違反した者には、注意・指導を行います。

